

経 済 産 業 省

2 0 2 5 0 9 2 6 貿 局 第 1 号
輸 出 注 意 事 項 2 0 2 5 第 1 9 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 安 全 保 障 局

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」（平成28年1月22日付け輸出注意事項28第2号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年9月28日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部改正について

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」（平成28年1月22日付け輸出注意事項28第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年9月28日付け公布し、翌日から施行する。

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について（令和7年9月28日付け輸出注意事項2025第19号）

改 正 後	現 行
平成27年7月20日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」<u>（以下「JCPOA」という。）</u>の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されております。 今般、<u>令和7年8月28日に、イランによるJCPOAの「重大な不履行」を国連安保理に通知がなされ、同9月19日（ニューヨーク現地時間）、国連安保理決議第2231号に基づき、過去に解除されていた対イラン制裁に関する安保理決議（第1696号、第1737号、第1747号、第1803号、第1835号及び第1929号）の再適用等がなされることとなりました。これにより、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うこととします。</u> 記 <u>イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の2の項及び4の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の2の項及び4の項に掲げる技術の提供については、従前の通り輸出許可等を受ける義務を課すことにより、これらの輸出及び技術の提供を禁止することとします。</u>	平成27年7月20日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されております。 今般、<u>平成28年1月16日（ウィーン現地時間）に、この「履行の日」が到来したことを受け、国連安保理決議第2231号に基づき、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うことといたします。</u> <u>なお、「国際連合安全保障理事会決議第1929号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」（平成22・07・22貿局第5号）は、廃止いたします。</u> 記 <u>イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の2の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の2の項に掲げる技術の提供については、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。</u> <u>なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成11年6月18日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が90日を超える場合がありますのでご注意ください。</u>